様式第２号

委託業務共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、大田市発注による「大田市可燃物収集運搬等業務」（以下「業務」という。）を共同連帯して行うことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（設立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に設立し、委託契約の履行完了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当企業体は、当該業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

構成員１（代表者）

住所又は所在地 ：

商号又は名称 ：

代表者氏名 ：

構成員２

住所又は所在地 ：

商号又は名称 ：

代表者氏名 ：

構成員３

住所又は所在地 ：

商号又は名称 ：

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

構成員１（代表者）　　　　　　　　　　　　　　　　円（　　　　パーセント）

構成員２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（　　　　パーセント）

構成員３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（　　　　パーセント）

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して審査するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完了に当るものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、業務委託の履行及び業務委託の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員はその分担業務を行うため、構成員全員の協議の場の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により構成員全員の協議の場において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前２項に規定する責任について協議が整わないときは、構成員全員の協議の場の決定に従うものとする。

4 前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（履行期間途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該事業に瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　他　　　社は、上記のとおり共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が押印し、各自所持するものとするとともに、大田市長へ１通提出するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

構成員１（代表者）

住所又は所在地 ：

商号又は名称 ：

代表者氏名 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員２

住所又は所在地 ：

商号又は名称 ：

代表者氏名 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員３

住所又は所在地 ：

商号又は名称 ：

代表者氏名 ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印